

保護者の皆様

社会福祉法人あけみお福祉会  
なごうらキッズ園  
理事長 国吉 真春

## 施設型給付費等の額に係る法定代理受領通知について

平成27年度4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「施設型給付」という財政支援制度が創設されました。

この「施設型給付」の制度は、保護者の皆様への個人給付を基礎としていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から園に対して直接支払いが行われています。

この仕組みを「法定代理受領」といいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について支給認定保護者に通知することとされているため、ご報告いたします。

（あくまで実績を報告するもので、これにより追加の給付や利用者負担の支払が発生するものではありません。）

令和6年度 なごうらキッズ園

	乳 児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	285,020	281,530	201,230	197,740
5月	285,020	281,530	201,230	197,740
6月	285,020	281,530	201,230	197,740
7月	285,020	281,530	201,230	197,740
8月	285,020	281,530	201,230	197,740
9月	274,560	270,960	202,830	186,930
10月	288,220	284,620	204,190	200,590
11月	288,220	284,620	204,190	200,590
12月	288,220	284,620	204,190	200,590
1月	275,920	272,320	204,190	188,290
2月	275,920	272,320	204,190	188,290
3月	275,920	272,320	204,190	188,290

（一人当たり月額/円）